

筑西広域市町村圏事務組合消防手数料条例

昭和50年4月1日
条例第3号

改正	昭和56年11月1日条例第13号	平成2年3月30日条例第7号
	平成8年3月29日条例第6号	平成9年3月31日条例第4号
	平成12年3月29日条例第4号	平成17年11月18日条例第7号
	平成18年3月30日条例第6号	平成20年2月15日条例第6号
	平成23年2月16日条例第5号	平成24年11月1日条例第6号
	平成26年2月19日条例第1号	平成30年2月26日条例第3号
	令和元年7月16日条例第2号	令和6年2月21日条例第2号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第227条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(手数料の種類及び額)

第2条 手数料の種類及び額は、次のとおりとする。

- (1) 救急に関する事故の証明 1通につき 200円
- (2) 前号に掲げるもの以外の証明又は許可 1通につき 200円
- (3) 少量危険物(指定可燃物等のうち可燃性液体類を含む)を貯蔵するタンクの水張検査及び水圧検査
水張検査 1件につき 6,000円
水圧検査 イ タンク容量600リットル以下の場合 1件につき 6,000円
ロ タンク容量600リットルを超える場合 1件につき 11,000円
- (4) 危険物を仮に貯蔵し、若しくは取り扱う場合の承認、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置若しくは変更の許可に対する審査、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の完成検査(消防法(昭和23年法律第186号)第11条第5項ただし書の承認を含む。)、製造所、貯蔵所若しくは取扱所に係る特定事項の検査又は屋外タンク貯蔵所若しくは移送取扱所の保安に関する検査 別表に定める額

(手数料の徴収)

第3条 手数料は、証明又は許可の交付の申請があったとき徴収する。ただし、徴収の後その請求の事項を変更し、又は取消すことがあっても既に納付した手数料は、還付しない。

(手数料の免除)

第4条 次の各号の一に該当するものについては、手数料を徴収しないことができる。

- (1) 組合職員が在職、通勤、勤務、給与等を証する必要により申請したもの
- (2) 国、地方公共団体又は公共団体が公務又は公益上必要により申請したもの(第2条第3号及び第4号に規定する手数料を除く。)
- (3) 地震、台風等の災害復旧のため、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵又は取り扱う必要により申請したもの
- (4) その他管理者が特に必要と認めたもの

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年11月1日条例第13号)

この条例は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則(平成2年3月30日条例第7号)

この条例は、平成2年5月23日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第6号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第4号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月29日条例第4号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月18日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月30日条例第6号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日条例第6号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月16日条例第5号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月1日条例第6号）

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日条例第1号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月26日条例第3号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月16日条例第2号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和6年2月21日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

標準事務	手数料を徴収する事務	区分	手数料の額	
1 消防法（昭和23年法律第186号。）第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務	消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査		5,400円	
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	イ 指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円	
		ロ 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円	
		ハ 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円	
		ニ 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円	
		ホ 指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円	
	2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	イ 屋内貯蔵所の設置の許可に係る審査	(1) 指定数量の倍数が10以下のもの	20,000円
			(2) 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	26,000円
			(3) 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	39,000円
			(4) 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	52,000円
			(5) 指定数量の倍数が200を超えるもの	66,000円
		ロ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査	(1) 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所	20,000円
			(2) 指定数量の倍数が100を超え10,000以下の屋外タンク貯蔵所	26,000円
			(3) 指定数量の倍数が10,000を超える屋外タンク貯蔵所	39,000円
		ハ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査		570,000円
ニ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省	(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タ	880,000円		

<p>令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査</p>	<p>ンク貯蔵所</p>	
	<p>(2) 危険物の貯蔵 最大数量が5,000 キロリットル以上 10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	1,070,000円
	<p>(3) 危険物の貯蔵 最大数量が10,000 キロリットル以上 50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	1,200,000円
	<p>(4) 危険物の貯蔵 最大数量が50,000 キロリットル以上 100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	1,520,000円
	<p>(5) 危険物の貯蔵 最大数量が100,000 キロリットル以上 200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	1,780,000円
	<p>(6) 危険物の貯蔵 最大数量が200,000 キロリットル以上 300,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	4,070,000円
	<p>(7) 危険物の貯蔵 最大数量が300,000 キロリットル以上 400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>	5,340,000円
	<p>(8) 危険物の貯蔵 最大数量が400,000 キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所</p>	6,490,000円
<p>ホ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査</p>	<p>(1) 危険物の貯蔵 最大数量が1,000 キロリットル以上 5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p>	1,450,000円

	(2) 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリット ル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所	1,720,000 円
	(3) 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリット ル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所	1,920,000 円
	(4) 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリット ル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所	2,360,000 円
	(5) 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリット ル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所	2,740,000 円
	(6) 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリット ル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク 貯蔵所	5,640,000 円
	(7) 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリット ル未満の浮き屋根 式特定屋外タンク 貯蔵所及び浮き蓋 付特定屋外タンク	7,240,000 円

	貯蔵所	
	(8) 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリットル以上 の浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵所 及び浮き蓋付特定 屋外タンク貯蔵所	8,790,000 円
へ 岩盤タンクに 係る屋外タンク 貯蔵所の設置の 許可の申請に係 る審査	(1) 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリットル未満 の屋外タンク貯蔵 所	5,930,000 円
	(2) 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリット ル未満の屋外タン ク貯蔵所	7,470,000 円
	(3) 危険物の貯蔵 最大数量が 500,000 キロリットル以上 の屋外タンク貯蔵 所	10,900,000 円
ト 屋内タンク貯 蔵所の設置の許 可の申請に係る 審査		26,000 円
チ 地下タンク貯 蔵所の設置の許 可の申請に係る 審査	(1) 指定数量の倍 数が 100 以下のも の	26,000 円
	(2) 指定数量の倍 数が 100 を超える もの	39,000 円
リ 簡易タンク貯 蔵所の設置の許 可の申請に係る 審査		13,000 円
ヌ 移動タンク貯 蔵所（ルに規定 する移動タンク 貯蔵所を除く。）の設置の 許可の申請に係 る審査		26,000 円
ル 積載式移動タ ンク貯蔵所又は 航空機若しくは 船舶の燃料タン クに直接給油す るための給油設 備を備えた移動		39,000 円

	タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査		
	ヲ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査		13,000 円
3 消防法第 11 条第 1 項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	イ 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査		52,000 円
	ロ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査		66,000 円
	ハ 第 1 種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査		26,000 円
	ニ 第 2 種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査		33,000 円
	ホ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査	(1) 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が 2 以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から 4 の項まで及び 7 の項において同じ。）が 15 キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が 7 キロメートル以上のものを除く。）	21,000 円
			(2) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が 0.95 メガパスカル以上であって、

		かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所	
		(3) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所	87,000 円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000 円を加えた金額
	へ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査	(1) 指定数量の倍数が10以下のもの	39,000 円
		(2) 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000 円
		(3) 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000 円
		(4) 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000 円
		(5) 指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000 円
3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務	1 消防法第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
	2 消防法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所又は岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所）にあっては、総務省令で定める場合には、2の項の2ロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
	3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	2の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	
4 消防法第11条第5項及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。）第8条第	1 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成検査	2の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	

3 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務	2 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査	イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、2 の項の 2 の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額		
		ロ その他の貯蔵所にあつては、2 の項の 2 の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額		
	3 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査	2 の項の 3 の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相当する金額		
	4 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	2 の項の 1 の下欄に掲げ製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 1 に相当する金額		
	5 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、2 の項の 2 の口に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 1 に相当する金額		
		ロ その他の貯蔵所にあつては、2 の項の 2 の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 1 に相当する金額		
	6 消防法第 11 条第 5 項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	2 の項の 3 の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の 4 分の 1 に相当する金額		
5 消防法第 11 条第 5 項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認に関する事務	消防法第 11 条第 5 項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査		5,400 円	
6 消防法第 11 条の 2 第 1 項及び危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 第 7 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	1 消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	イ 水張検査	(1) 容量 10,000 リットル以下のタンク	6,000 円
			(2) 容量 10,000 リットルを超え 1,000,000 リットル以下のタンク	11,000 円
			(3) 容量 10,000 リットルを超え 20,000 リットル以下のタンク	15,000 円
			(4) 容量 20,000 リットルを超えるタンク	15,000 円に 1,000,000 リットル又は 1,000,000 リットルに満たない端数を増すごとに 4,400 円を加えた金額
		ロ 水圧検査	(1) 容量 600 リットル以下のタンク	6,000 円

		(2) 容量 600 リットルを超え 10,000 リットル以下のタンク	11,000 円
		(3) 容量 10,000 リットルを超え 20,000 リットル以下のタンク	15,000 円
		(4) 容量 20,000 リットルを超えるタンク	15,000 円に 10,000 リットル又は 10,000 リットルに満たない端数を増すごとに 4,400 円を加えた金額
	ハ 基礎・地盤検査	(1) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	420,000 円
		(2) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	560,000 円
		(3) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	730,000 円
		(4) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	960,000 円
		(5) 危険物の貯蔵最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,090,000 円
		(6) 危険物の貯蔵最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,660,000 円

		(7) 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリット ル未満の特定屋外 タンク 貯蔵所	1,900,000 円
		(8) 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリットル以上 の特定屋外タンク 貯蔵所	2,120,000 円
	ニ 溶接部検査	(1) 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル 未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	530,000 円
		(2) 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリット ル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	680,000 円
		(3) 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリット ル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1,030,000 円
		(4) 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリット ル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1,410,000 円
		(5) 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリット ル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1,780,000 円
		(6) 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリット ル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	3,430,000 円
		(7) 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリット ル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	4,190,000 円

			(8) 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリットル以上 の特定屋外タンク 貯蔵所	4,800,000 円
		ホ 岩盤タンク検査	(1) 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリットル未満 の屋外タンク貯蔵 所	9,320,000 円
			(2) 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリット ル未満の屋外タン ク貯蔵所	12,600,000 円
			(3) 危険物の貯蔵 最大数量が 500,000 キロリットル以上 の屋外タンク貯蔵 所	17,300,000 円
	2 消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく製 造所、貯蔵所又は取扱 所の位置構造又は設備 の変更の許可に係る完 成検査前検査	イ 水張検査	この項の 1 のイに掲げるタンクの 区分に応じ、それぞれ当該手数料の 金額と同一の金額	
		ロ 水圧検査	この項の 1 のロに掲げるタンクの 区分に応じ、それぞれ当該手数料の 金額と同一の金額	
		ハ 基礎・地盤検査	この項の 1 のハに掲げる特定屋外 タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞ れ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相 当する金額	
		ニ 溶接部検査	この項の 1 のニに掲げる特定屋外 タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞ れ当該手数料の金額の 2 分の 1 に相 当する金額	
		ホ 岩盤タンク検査	この項の 1 のホに掲げる屋外タン ク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当 該手数料の金額の 2 分の 1 に相当す る金額	
7 消防法第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定 に基づく特定屋外タン ク貯蔵所又は移送取扱 所の保安に関する検査 に関する事務	消防法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基 づく特定屋外タンク貯蔵 所又は移送取扱所の保安 に関する検査	イ 特定屋外タン ク貯蔵所（岩盤 タンクに係る屋 外タンク貯蔵所 を除く。）の保 安に関する検査	(1) 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル 未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	320,000 円
			(2) 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリット ル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	460,000 円
			(3) 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000	750,000 円

			キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	
			(4) 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1,020,000 円
			(5) 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	1,300,000 円
			(6) 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	3,150,000 円
			(7) 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	3,870,000 円
			(8) 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリットル以上の 特定屋外タンク 貯蔵所	4,460,000 円
		ロ 岩盤タンクに 係る特定屋外タ ンク貯蔵所の保 安に関する検査	(1) 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	2,690,000 円
			(2) 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	3,230,000 円
			(3) 危険物の貯蔵 最大数量が 500,000 キロリットル以上の 特定屋外タンク 貯蔵所	4,830,000 円
		ハ 移送取扱所の 保安に関する検 査	(1) 危険物を移送 するための配管に 係る最大常用圧力	70,000 円

			<p>が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所</p>	
			<p>(2) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所</p>	<p>70,000 円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに17,000 円加えた金額</p>